

# ＜堺市立三国丘中学校 生徒会規約＞

## 第1章 構成

第1条 本会は堺市立三国丘中学校生徒全員が参加し組織するものとする。

## 第2章 目的

第2条 本会は本校生徒がより良き学校生活を送るため、全員が積極的に参加し、学校及び、地域と協力しながら活動する。

## 第3章 生徒総会

第3条 生徒総会は、本校生徒全員をもって構成する生徒会最高の議決機関であり、次の事項について審議する。

第1項 生徒会規約および生徒会役員選挙規約の制定または改正に関すること。

第2項 役員承認および解任に関すること。

第4条 生徒総会は、生徒会執行部が必要と認めた時または全会員の4分の1以上の要求があった時は、これを開かねばならない。

第5条 生徒総会の議長および副議長は、生徒会役員の会長および副会長が務める。

第6条 生徒総会は、やむを得ない理由がない限り、全会員の出席を必要とする。

第7条 生徒総会は、全会員の3分の2以上の出席によって成立する。

第8条 生徒総会における提案事項の議決は、出席者の過半数をもって成立する。

## 第4章 議会

第9条 議会は本規約にかかげられた目的遂行に必要な権限を与えられ、生徒の意見を代表する最高機関とする。

第10条 議会は本部役員・各学級代表をもって組織する。

第11条 議会は議長1名、副議長1名を選出し、その運営にあたる。

議長及び副議長は学級代表の互選により、会長が委嘱する。

第12条 議会は月1回原則として開催する。本部役員で構成する役員会は議会を随時に開催することができる。また、学級代表の3分の1の要求があれば役員会は議会を開催しなければならない。

第13条 議会は学級代表の2分の1以上の出席がなければ議事を議決することができない。

第14条 議事は出席本部役員・学級代表の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第5章 役員会

第15条 役員会は会長1名、副会長1名、運営委員5名、合計7名で構成する。

第16条 会長・副会長・運営委員は生徒会執行部と称し、生徒全員の無記名投票により選出する。役員任期は1期とし3月と10月に改選する。

(役員選挙については別途生徒会役員選挙規約を制定する)

第17条 役員会は生徒会の運営にあたり議会に対して連帯して責任を負う。

第18条

第1項 会長は役員会を代表して議案を議会に提出し生徒会の運営について議会に報告する。

第2項 副会長は常に会長をたすけて会長に事故ある時はその職務を代行する。

第3項 運営委員は生徒会運営に関する生徒会全般の活動に参画する。

第19条 役員欠損の場合は議会においてこれを補充する。

第20条 役員会は必要に応じて会長が顧問にはかって開催することができる。部活動の責任者を招集し、拡大役員会を行うこともできる。

第21条 役員会開催の必要のない場合、生徒会顧問の指揮の下、生徒会執行部が議会、役員会の決定事項等を執行し、通常の生徒会業務を推進する。

## 第6章 学級代表

第22条 学級代表は学級を代表し議会に出席する。学級代表欠損の場合、学級で代行を選出し残余の期間職務を代行する。

## 第7章 委員会

第23条 役員会の下に次の委員会を設け、委員長1名・副委員長1名をおく。

文化委員会（文化活動の総括・文化行事の開催）

保健給食委員会（健康生活向上の啓蒙活動・衛生環境を整える）

体育委員会（体育活動の総括・体育行事の開催）

整美委員会（清掃の企画・点検・用具の管理・花壇の手入れ及び水遣り）

放送委員会（朝、昼の放送・行事での放送担当）

図書委員会（図書の貸し出し・読書の啓発運動）

第24条 各学級において委員会ごとに男女各1名の委員を選出する。

第25条 委員会が必要に応じて委員長が顧問にはかって開催することができる。なお委員長は委員の3分の1以上の要求がある場合委員会を開かねばならない。

## 第8章 財務

第26条 生徒会活動にかかわる費用の執行にあたっては、常に顧問の管理下において執行されるものとし、会計監査については本校規定に基づく。

## 第9章 顧問

第27条 教員中より選出された顧問は役員会・議会に出席して指導し助言する。

## 第10章 最終決定権

第28条 生徒会に関する一切の活動・行事に対しては、職員会議を経て校長が最終決定権を有する。

## 第11章 規約改正

第29条 本規約に対する改正は生徒総会において4分の3以上の賛成を得、校長に承認されて初めて成立する。